環境大臣　小池百合子様（野生生物課御中）

２００６年4月２１日

徳山ダム建設中止を求める会　　代表　上田武夫
連絡先：　事務局　岐阜県大垣市田町１－２０－１　近藤方
０５８４－７８－４１１９

要望書提出にあたって

２００６年４月に入って、環境省の業者への発注が随意契約ばかりだ、不明朗だ、コスト意識が低い、という話題が沸騰しています。環境省発注のもののみならず、「環境」関係の業務の発注は、一部の法人・業者に偏っています。

徳山ダム集水域における「環境保全業務」「大型猛禽類調査」においても、こうした傾向は顕著です（２００５年１月２７日付け中日新聞記事は、その一端を報じています）。

しかし、より大きな問題は、多額の公費（「徳山ダム集水域の大型猛禽類調査」として直接支出された額だけで７億６５００万円）が投入された調査結果が「絶滅危惧種の保全策」に、少しも活かされていないことです。

生物多様性条約を批准した日本国政府には、絶滅危惧種を保全する国際的責務があります。その責務を主要に担うのが環境省ではありませんか？

しかるに、環境省野生生物課は、徳山ダム集水域のイヌワシ・クマタカの保全について、「環境影響評価法の適用されない事業だから、環境省（庁）は何も言えない」「環境基本法は、事業者が保全に責任を持つとなっているから、環境省（庁）は知らない」「個別事業について、いちいち関知できない。徳山ダム集水域の大型猛禽類の調査結果を事業者から入手していない、する気もない」と、他人事のように言い続けてきました。

環境基本法も、環境影響評価法も、「環境省は（環境アセス法適用事業以外の）個別事業に関心をもってはならない」「助言や指導をしてはならない」などとは、規定していません。

どちらの法律も「趣旨」に遡れば、そして生物多様性条約批准国としての国際的責務に照らせば、環境省は、積極的に関心をもって、保全策立案の助言をするべきです。

２５４ｋｍ2に、イヌワシ２番い、クマタカ１７番いが生息する地域での、「浜名湖２杯分の湛水」などという自然大改変は、「個別事業にいちいち対応できない」というレベルのものではありません。アンブレラ種であるイヌワシ・クマタカが絶滅の危機に瀕している、この状態に手を拱くだけでなく、有効な保全策を採って行こうと考えるならば、環境省が、積極的に関心をもつべき地域であり、事業です。

環境基本法は、その第三条で

> **環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。**

と謳っています。

この高い理念を実現することを強く願って、以下の要望書を提出します。

要　望　書

環境大臣　小池百合子様
（野生生物課御中）　　２００６年4月２１日

徳山ダム建設中止を求める会
代表　上田武夫

日本は「生物多様性条約」を批准し、絶滅危惧種の保全を国際的に約束している。
徳山ダム建設事業は「自然との共生」を標榜してはいるが、生態系の保全に向けての大型猛禽類（イヌワシ･クマタカ･オオタカ）の「保全策を実施し、その結果の検討」をしていない。
湛水という自然大改変にあたり、国として絶滅危惧種であるイヌワシ・クマタカの棲息を保全する施策はあるのか。

徳山ダムの運用開始を急ぐ理由は存在しない。新規利水は「いつ使うかの当てにならない」ものであり、専用施設の計画も具体化していません。発電も同様です。
唯一「それらしい」理由としている洪水防御においても、徳山ダムで得られる「安全」は、遅々として進捗していない堤防強化等に比べて、極めて小さいものです。（揖斐川流域で、度重なる浸水被害に遭っている大垣市荒崎地区の洪水対策として緊急に必要なのは「徳山ダム」ではない。）
一方、湛水開始前に、やるべきこと、解決すべきことが山積みにあります。自然との共生を標榜している徳山ダムの重要課題である「保護方策の実施結果の検討は湛水をする前のこの時期までに行われていなければならないはずです。しかし、膨大な経費をかけた「大型猛禽類調査」によっても、未だ保全策は出ていません。
大型猛禽類は『生態系の傘』（アンブレラ種）である。その保全に向けての調査の観点は、
①分布、個体数、生態といった基礎的な知見の収集。
②開発行為による生息、繁殖への影響(繁殖成功率を低下させている要因の把握)等の回避､軽減。
③積極的な生息環境保全への取り組み。
④個別種の生態的特徴に応じた保護方策の検討。
こうした内容に則しての調査が､毎年行われてきており､その結果は年度ごとに上半期､下半期に分けて報告書が出されています。しかし、調査によって得られた情報が、保護につながるデータとして整理、累積されていません。調査は記録するだけでなく分析に必要なデータとして整え、分析の結果から方策を立てて保全に繋げる視点が大切です。

イヌワシ･クマタカの保全は、「生物多様性条約批准国」として重要な責務です。
このことを十分に自覚し、大型猛禽類の保全策が立っていない無策なままの現状で、自然大改変（試験湛水強行）を行わないよう、国として（環境省として）事業者に指導、助言することを、強く要望いたします。

以上

別添資料（2005.11.21 に国土交通大臣宛に提出した要望書）

国土交通大臣　北側一雄様
国土交通省中部地方整備局長　大村哲夫　様

２００５年１１月２１日

要　望　書

☆　日本は「生物多様性条約」を批准し、絶滅危惧種の保全を国際的に約束している。湛水という自然大改変にあたり、国として絶滅危惧種であるイヌワシ・クマタカの棲息を保全する施策はあるのか？
☆　徳山ダム建設事業は「自然との共生」を標榜してはいるが、生態系の保全に向けての大型猛禽類の『保全策を実施し、その結果の検討』をしていない（現時点で私たちの知りうる限りにおいて）。
☆　自然生態系を大きく損なう試験湛水を、このまま開始してはならない。

１．保全策の鍵－内部構造

生態系において食物連鎖の頂点に立つ大型猛禽類(イヌワシ･クマタカ･オオタカ)は環境の変化の影響を受けやすく絶滅が危惧されている。大型猛禽類の存在は、その生態系を構成する多様な生物相に支えられていることから、生態系の健全性を示す指標と考えられている。

大型猛禽類の保全に向けての課題には以下のものがある。
①分布、個体数、生態といった基礎的な知見の収集。
②開発行為による生息、繁殖への影響(繁殖成功率を低下させている要因の把握)等の回避､軽減。
③積極的な生息環境保全への取り組み。
④個別種の生態的特徴に応じた保護方策の検討。

この課題を究明するための調査の観点は以下である。
①繁殖状況の確認。
②行動圏の調査。
③営巣中心域､高利用域といった行動圏の内部構造の分析。
④行動圏の内部構造に応じた保護方策の検討。

こうした内容に則しての調査が､毎年行われてきており､その結果は年度ごとに上半期､下半期に分けて報告書が出されている。しかし、調査によって得られた情報が、保護につながるデータとして整理、累積されていない。調査は記録するだけでなく分析に必要なデータとして整え、分析の結果から方策を立てて保全に繋げる視点が大切である。

調査によって得られた基礎的(分布､個体数､生態)な情報を資料化して
①個別種(イヌワシ･クマタカ･オオタカ)の生態的特徴に応じて、
②各観察個体(番い)ごとに、
③年度を追って比較し､その推移を見極める。
④工事の進捗による行動圏への影響の度合と繁殖状況とのかかわりを見極める
などを加えて､多角的な視点に立って分析し､保全策を立てることが最も求められる点である。

大型猛禽類の保全を進めていく鍵は、内部構造の分析にかかわってくる。この場合も、先に挙

げた　①個別種　②観察個体ごと　③年度を追っての比較・推移　④環境の変化による項目を照らし合わせて、複合的に検討することである。営巣中心域の様相をみるには、高利用域が工事の影響をどのように受けているか、生物多様性(餌動物の種類と量の状況)の視点から見ることである。生物多様性は生態系の保全の大前提となる観点だからである。

２．クマタカの雛の死が示すもの

今年(2005 年)の 5 月下旬、ダム下流の町道脇で弱っているクマタカの雛を見つけて保護し、餌を与えて体力を回復させて巣に戻したが、トビの攻撃を受けて死亡した。

これを「自然の摂理」とみなすのではなく、保護策を検討する糸口とすべきであった。今回のアクシデントだけを問題視するのではなく、観察を続けてきたこれまでの記録と照らし合わせて見るべきであった。

繁殖失敗の原因はいくつか考えられる。

・工事などの開発による自然環境の改変。
・巣の不具合によるもの。
・外敵の侵入による妨害。
・餌不足。
・気象条件に関するもの。

などがあるが、それらは単一的というよりは、複合的に絡み合って起こることが多い。

ダムの水没予定地内に生息する９番いのクマタカのうち、繁殖成功例は▽ 95 ～ 96 年３件▽ 96 ～ 97 年１件▽ 97 ～ 98 年０件▽ 98 ～ 99 、99 ～ 00 、00 ～ 01 年各１件▽ 01 ～ 02 年５件▽ 02 ～ 03 、03 ～ 04 年２件となっている。今回見つかった雛もこの番いのどれかから巣立ったものであるから、過去 9 年間のこの番いの繁殖の成否の履歴と、他の番いの繁殖の成否の履歴とを照らし合わせれば、それぞれの番いが示すメッセージが見えてきて、保護策を検討する端緒とすることができた。

大型猛禽類のテリトリーの構造の健全性は、高利用域(ハンチングエリア)の餌場としての機能の円滑さによるところが多い。環境が優れていれば餌の種類も豊富であるから、繁殖中心域の機能に活発に作用する。

内部構造は３重構造になっている。(営巣中心域のハウスエリアとホームエリア)と高利用域(ハンチングエリア)である。

ハウスエリアは家そのもの。番い以外のカラスやトビ、同種の雄が近づくと巣穴前に陣取って徹底的に排除する。また巣立ち直後で飛べない雛の隠れる場所。ホームエリアは庭のようなもの。見張りや休息、雛の飛行訓練などに使う。闖入者があると、止まり場から飛び立って猛然と追い払う。深追いはしない。ここで狩りをすることは少ない。

狩りはもっぱらハンチングエリアである。開発工事によって狩場環境が悪化すると餌不足をきたし、雛の成育に大きな影響を与えることになる。繁殖を成功させるには十分な量の餌を捕ることが、栄養面でもエネルギー面でも必要である。育雛を円滑に行うには雌の十分な餌量の供給にかかっている。ハンチングエリアが破壊されると、より遠くまで狩りにでかけることになる。餌が確保できないと雄は餌取りに必死となり焦りが募るから、防衛本能が鈍くなってくる。巣を留守にする時間も長くなる。雛が弱り成育に遅れがでてくると、外敵に狙われる機会が多くなってくる。親が育雛を放棄するはめに陥ることになっていく。

３．日本のイヌワシの危機

大型猛禽類は『生態系の傘』（アンブレラ種）である。保全目標種（イヌワシ、クマタカ）の棲息環境全体を保全することにより、そこに棲息する他の種の保全も同時に達成されるという意味

においてである。

イヌワシは絶滅の危機にある。繁殖の失敗には多くの原因が重なって、イヌワシのいなくなった生息地が増え始めている。1996 年から 2000 年までの 5 年間では 9 県で 10 か所も（いなくなった生息地が）増えている。日本列島に連続して生息域が繋がっていたのに、今では虫食い状態になって九州の北部が飛び地化し、伊吹山脈が南限となりつつある。その一角の徳山で繁殖が止まると、その影響は東北地方にまで広がる恐れがある。繁殖成功率も 1991 年から低下し始め、1997 年には 16 %となり、種の保存が危ぶまれるほどのレベルにまで陥っている。

徳山ダムの水没予定地内に生息する２番いのイヌワシのうち、繁殖成功例は▽ 96 ～ 97 年１件▽ 97 ～ 98 年、98 ～ 99 年各０件▽ 99 ～ 00 年２件▽ 00 ～ 01 年０件▽ 01 ～ 02 年１件▽ 02 ～ 03 、03 ～ 04 年、04 ～ 05 年各０件となっている。

イヌワシの主な餌は、ノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類である。森林性である日本のイヌワシが十分な餌を獲得できるかどうか餌動物の生息状況を調べる必要がある。ノウサギの糞粒数の計測、植生の調査などによるイヌワシの採餌行動の調査が不可欠である。草原性の環境が少ない日本では、見つけやすく捕獲しやすい場所に恵まれていない。冬期の落葉広葉樹林あるいはギャップと呼ばれる空間、林道など、翼を開くと２㍍近いイヌワシが飛び込める空間が必要である。しかも餌動物が生息していることが眼目となる。

イヌワシは、夏はヘビ、冬はノウサギ、ヤマドリを餌とする。餌の重さは、アオダイショウ　310 ｸﾞﾗﾑ、ノウサギ　2.1 ～ 2.6 ｷﾛｸﾞﾗﾑ、ヤマドリ　雄 943 ～ 1348 ｸﾞﾗﾑ 雌 745 ～ 1000 ｸﾞﾗﾑ。イヌワシ１家族（雄＋雌＋雛）が１日に必要とする餌の量は約１０００グラムと言われている。ノウサギだけを食べるとして２日に１羽（１年１８２羽）のノウサギが要る計算になる。ヤマドリ１羽で１日分の餌を確保したことになる。アオダイショウだと１日に３匹以上は捕食しなければならない。これらの餌はクマタカも好むものであり、クマタカ１家族１日分としてはやはり約１０００グラムの餌が必要である。

徳山にはイヌワシ５番い、クマタカ１７番い、そして肉食動物のテンもノウサギを食べるので、相当数のノウサギがいないと成り立たない。

これらの餌がバランスよく維持されていくためには、ヤマドリにはドングリ類の多い落葉広葉樹林の広がりが必要。ヘビにはカエルの多く棲む水辺が、ノウサギには草本低木が茂っている地域がかかわってくる。

試験湛水が始まると、自然環境はますます悪化して、大型猛禽類が頼りにしている谷の地形、植生、餌動物などが繋がりあっている生息・繁殖環境を、ダムの底に沈めてしまうことになる。

揖斐川の源流域徳山は、生物多様性（健全な生態系）保全のためには、他に類をみない重要なエリアである、北方系のイヌワシの南端にあたるここは、南方系のクマタカが共存して生息している。源流地域の環境は水準以上でなければならない。

４．要望

①　徳山ダムの運用開始を急ぐ理由は存在しない。新規利水は「いつ使うかの当てはない」ものであり、専用施設の計画も具体化していない。発電も同様である。

唯一「それらしい」理由としている洪水防御においても、徳山ダムで得られる「安全」は、遅々として進捗していない堤防強化等に比べて、極めて小さい。

揖斐川流域で、度重なる浸水被害に遭っている大垣市荒崎地区の洪水対策として緊急に必要なのは「徳山ダム」ではない。

自然生態系を損なってまで、徳山ダム完成を急ぐ理由は存在しない。、

②　一方、湛水開始前に、やるべきこと、解決すべきことが山積みにある。自然との共生を標榜している徳山ダムの重要課題である『保護方策の実施結果の検討』は湛水をする前のこの時期までに行われていなければならないはずである。しかし、膨大な経費をかけた「大型猛禽類調査」によっても、未だ保全策は出ていない。

日本は、「生物多様性条約」（＊１）を批准し、絶滅危惧種の保全を国際的に約束している。イ

ヌワシ・クマタカの保護・保全は、国としての重要な責務である。このことを十分に自覚し、無策なままの自然大改変を行わないよう、強く要望する。
③　１９９７年河川法改正の際に、河川を管理する目的として「河川環境整備と保全」という文言が入れられた。
　２００４年１０月の２３号台風で大被害を出した兵庫県の円山川では、洪水防御に優先して、国交省河川局の事業として「コウノトリ復活大作戦」を行っていた（＊２）。
　つまり、国交省の論理においても「洪水防御」は、イヌワシ・クマタカを絶滅に追い込む試験湛水の強行の理由にはならない。

　いかに遅くても湛水前の今なら「遅すぎて意味がない」ことはない。『徳山の自然をこれ以上破壊しないで守る』ために、来年度の湛水を強行することなく、必要な資料分析と保全策をたてることこそ急務である。
　国として、自然生態系保全への前向きな取り組みと、保全策なきままの湛水強行はしない、という英断を強く要望する。

徳山ダム建設中止を求める会
代表　上田武夫
連絡先：　事務局　岐阜県大垣市田町１－２０－１　近藤方
０５８４－７８－４１１９

＊１　　１９９３年１２月　　生物多様性条約　を締結
＜関連＞
①１９９２年　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律制定
②　１９９５年１０月　「生物多様性国家戦略」発表
③　１９９７年河川法改正　＜目的＞に環境を入れる
＊２　円山川の自然再生事業
http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/16sizen_saisei/index.html
国土交通省近畿地方整備局　豊岡河川国道事務所

補足：　１１月９日に以下のような質問を水資源機構徳山ダム建設所にしたところ、情報公開請求をして欲しい、とのことだったので、現在、水資源機構に開示請求中である。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　生態系の頂点に立つ大型猛禽類(イヌワシ･クマタカ･オオタカ)は、環境の変化の影響を受けやすく絶滅が危惧されています。生態系の健全性を示す指標である大型猛禽類を保全するための課題にそっての調査に伴う考察、解析がどこまで、どのように行われてきているのか、お尋ねします。
Ａ　次の調査の目的に照らして答えてください。
①　分布、個体数、生態といった基礎的な知見の収集。
②　開発行為による生息、繁殖への影響(繁殖率を低下させている要因の把握)などの回避、軽減。
③　積極的な生息環境保全への取り組み。
④　個別種の生態的特徴に応じた保護方策の検討。
　　この４つの調査目的のどの点にまで踏み込んでの調査、考察、解析をされましたか。
Ｂ　次の調査の観点に照らして答えてください。
①　繁殖状況の確認。

② 行動圏の調査。
③ 営巣中心域、高利用域といった行動圏の内部構造の分析。
④ 行動圏の内部構造に応じた保護方策の検討。
この４つの調査を受けて、各年度毎に、どのような考察、解析をされましたか。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・